

京都工芸繊維大学

「遠隔授業の受信環境整備に係る緊急無利子貸与奨学金」(第二次) 募集要項

遠隔授業受信環境整備に係る支援のため、京都工芸繊維大学基金により貸与奨学金事業を実施します。

1. 支援対象者

遠隔授業を受けるための通信機器を所持または利用できない学生で、令和2年8月1日以降に、これらの機器を新たに購入(契約)する学生。

前学期(春学期)に本事業により貸与を受けた学生、または「京都工芸繊維大学大学遠隔授業の受信環境整備に係る通信機器の無償貸与について」により機器の貸与(返却期限9月26日)を受けている学生の申請も可能です。

2. 貸与金額

通信機器(購入又はレンタル)に係る費用の補助として、一人 12,000 円 無利子貸与

※通信機器に係る費用が、上記金額に満たない場合でも、上記金額の貸与可

※令和2年度前学期において、国の高等教育の修学支援新制度(授業料減免と給付奨学金)の対象となる者(大学院生及び外国人留学生は対象外)は、支援区分に応じて、貸与金額の全部又は一部の返還を免除します。

参考：返還免除額

高等教育の 修学支援新制度支援区分	返還免除額
第Ⅰ区分(全額免除)	12,000 円
第Ⅱ区分(2/3 免除)	8,000 円
第Ⅲ区分(1/3 免除)	4,000 円

3. 申請期間

令和2年8月7日(金)～8月31日(月)17時必着

4. 申請書類・申請方法

<申請書類>

- ①申請書(別紙様式1)
- ②購入等の証拠書類(レシートの写し等)※8月1日以降に購入(契約)したことが分かるもの
- ③銀行口座振込依頼書(別紙様式2)※本学に旅費・謝金振込用口座登録済の場合は提出不要

<申請方法>

上記①～③の書類を、申請期間内に学生サービス課奨学支援係まで郵送又はメール提出してください。(メール提出の場合、②はスキャンデータ等で添付すること)

5. 貸与決定後の手続き

期日までに不備のない書類が提出された人について審査を行い、貸与奨学金の支給を決定します。

貸与決定者には、決定の通知とともに貸与金額を記載した借用証書を送付しますので、本人及び連帯保証人による借用証書（収入印紙貼付必要）を作成し、学生サービス課奨学支援係までご提出ください。

借用証書を提出された人より順次、奨学金の振込を行います。

◆奨学金振込スケジュールの目安

貸与決定通知時期	借用証書等提出期限	奨学金振込予定日
9月7日（月）頃	9月14日（月）頃	9月30日（水）

6. 奨学金返還方法

貸与を受けた日から2年が経過した月の月末までに貸与金額を一括返還するものとします。

なお、返還期日が卒業（修了）する月を超える場合は、卒業（修了）する月の前月末までを返還期日とします。

また、次のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金は返還するものとします。

- (1) 退学したとき
- (2) 本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき
- (3) 申請内容に虚偽の事実があったとき
- (4) その他貸与奨学金を受ける者として適当でない判断される事実があったとき

<申請書類提出先・問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生サービス課 奨学支援係

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp